

とき 平成 25 年度 10 月 29 日（火）

ところ 東海大学校友会館 阿蘇の間

産業構造審議会
産業技術環境分科会 廃棄物・リサイクル小委員会
容器包装リサイクルワーキンググループ
第 3 回 議事録

○林課長 定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ第3回会合を開催いたします。

私は経済産業省リサイクル推進課長の林でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方には、お忙しい中、また、天候がすぐれない中をお集まりいただきましてありがとうございます。

まず本日の産業構造審議会容器包装リサイクルワーキンググループの出席状況でございますけれども、全委員数27名のうち、現時点で15名の委員がご出席されておりまして、定足数である過半数に達していることをご報告いたします。

また、本日は、容器包装リサイクル法の再商品化義務に係る量、比率について審議をするということでございますので、これまでの環境省の中環審との合同会合とは今の会合は違います。前回の量、比率の昨年度の例にならしまして、オブザーバーの方2人来ていただいております。公益財団法人日本容器包装リサイクル協会専務理事の小山様と、東京都環境局廃棄物対策部長の斎藤様にオブザーバーとして参加していただいております。

なお、本日の議題である再商品化義務に係る量、比率につきましては、主務大臣として定めるということになりますので、そういうお立場から環境省にもご出席をいただいております。

それでは、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。次に資料の確認と取扱いについてご説明をいたします。

お手元の資料ですけれども、3時からの合同会合とは別になってございますのでご注意ください。

議事次第、資料1、資料2、参考資料集とお配りをしております。資料が不足している場合にはお申しつけください。本日の資料につきましても、前回までと同様、原則すべて公開とさせていただきたいと存じます。

また、合同会合終了後には発言者名を示した議事録を作成をいたしまして、各委員に配布してご確認をいただきました上で公開をさせていただきたいと存じます。

それでは、この後の議事進行につきましては郡塙座長をお願いをいたします。

○郡塙座長 皆さん、こんにちは。

きょうは、先ほど課長のほうからもお話になりましたように、お忙しい中、また、雨の降る中、お集まりいただきましてありがとうございます。

先ほどありましたように、本日の議題は、例年どおり、容器包装リサイクル法の義務量算定に係る量、比率について審議を行いたいと思います。これらの数値は、特定事業者の方々が再商品化義務量を策定するために必要な量、比率でありまして、容器包装リサイクル法第 11 条、12 条及び 13 条の規定に基づきまして主務大臣が定めることになっております。その際、第 44 条に基づきまして関係事業者その他利害関係者の意見を聞くものとされておりまして、例年、この意見聴取を経済産業省としては本ワーキンググループの中で行っております。よろしくご意見をちょうだいできますようお願いを申し上げます。

それでは、資料 2 に基づき、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

○林課長 それでは、ご説明いたします。

やや技術的なと申しますか、細かいご説明になりまして、若干時間がかかりますけれども、後ほどご質問は承りますので、しばらくご辛抱をお願いします。

資料 2 でございます。基本的にこの資料でご説明をいたします。

皆さんご存じのように、容器包装リサイクル法では、今、座長からございましたけれども、法律の 11 条から 13 条までの規定に基づきまして、特定事業者は毎年度、みずからの再商品化義務量の再商品化をしなければならないこととされております。

この特定事業者の再商品化義務量の算定に必要となる量、比率等は、法 11 条から 13 条の規定のとおり、主務大臣が定めるとされておりますけれども、法 44 条に基づきまして、必要があると認めるときには、関係事業者、その他利害関係者の意見を聞くものとされているわけでございます。

それでは、資料 2 を 1 枚お開きいただきまして、算出方法について図で示してございます。この計算と申しますか、算出のメカニズムをご理解いただけたらと思います。既に多くの方々のご理解をいただいているとは思いますが、ひととおりご説明をさせていただきます。

まず特定分別基準適合物、いわゆるベールのことでございますけれども、ガラスびんの無色、茶色、その他色、それから、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の 6 品目でございますけれども、この容器包装が用いられる事業が属する業種区分ごとに再商品化義務総量を算出するというところでございまして、これが上の（Ⅰ）のことでございます。

それに右側の分数を掛けるわけですが、容器包装廃棄物の排出見込量、これをベースとしまして、全体に占める個々の事業者のシェアを割り出します。つまり（Ⅱ）割る

(Ⅲ) ということで、これを掛け合わせまして、ベールごとに容器包装が用いられる事業が属する業種区分、先ほどの 6 品目の業種区分の個々の事業者の再商品化義務量が算出されるということでございます。

その業種区分ごとの算出方法が下の (Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ) とそれぞれ対応してございますけれども、まず (Ⅰ) のところでございますが、これも法律の 9 条 6 項に基づくのですが、環境大臣が公表する分別収集見込総量、この全国の総量に、特定事業者責任比率と申しまして、特定事業者の責任となる量の割合を掛け合わせる数字、これが左側に出てくるわけですが、これと主務大臣が定める再商品化見込量、基本的にはリサイクル能力とを考えていただけたらと思いますけれども、これに同じ特定事業者責任比率を掛け合わせたもの、この数字を比較いたしまして、少ない量が再商品化義務総量となるということが法律 11 条第 3 項に規定をされております。

要は基本的には再商品化義務の対象となるベールの収集見込みの総量をベースに再商品化義務総量が決まるわけですが、リサイクル能力が満たないという場合には、能力を超える量について、収集されても再商品化ができませんので、その場合には再商品化の処理能力をベースに再商品化義務総量が決まるという仕組みでございます。

特定事業者責任比率は、これも法律の 2 条 11 項 4 号に基づきまして、売上高や従業員規模が一定規模以下の小規模事業者は特定事業者から除外されておりますので、ベールの収集総量には、小規模事業者が利用して家庭から排出された容器包装廃棄物の量も含まれてまいりますので、特定事業者の責任範囲のみ義務を課すべく算出されるということでございます。

この再商品化義務総量にまた以下の (C)、(D)、(E) という数字を掛け合わせてまいりますけれども、特定容器比率 (C) の数字ですが、まず容器包装は、これも 2 条 2 項及び 3 項に基づきまして、特定容器というものと特定包装に分かれることになっております。このうち特定容器については、特定容器のユーザーである特定容器利用事業者と特定容器のメーカーでございます特定容器製造等事業者、この 2 者で応分の負担を行うということが、これまた法律の 11 条 2 項 2 号のロ及び 12 条 2 項 2 号のロに定められております。

このため、まずは特定容器の量と特定包装の量に分ける必要がありますので、特定容器の比率を算出して掛け合わせる、こういうふうにいたします。もちろん特定包装の場合には、この逆数を掛けるとなるわけでございます。

次に特定容器につきましては、業種別比率 (D) と (E) ですが、特定容器利用事業者

比率を掛け合わせるようになっておりまして、特定容器についてはユーザーとメーカーで応分の負担を負うわけですが、この割合は法 11 条 2 項 2 号ロに基づきまして、特定容器を利用した商品の販売見込額を、その額と特定容器の販売見込額の合算額で除した率を基礎として定めるということにされておまして、ここは額で計算することとされておまして、特定容器が用いられる事業が属する業種によって異なることが想定されるものですから、業種別の比率も算定をし、これが（D）ですが、掛け合わせた上で、それぞれの業種ごとに算出するユーザーの負担割合の比率となる（E）である業種別の特定容器の利用事業者の比率ということを掛け合わせるということで、結果としてユーザーにとっての業種ごとの特定容器に関する再商品化義務総量が算出される。こういうことによって特定事業者の業種区分ごとの再商品化義務総量が算出されることとなっております。これが（I）の計算式になります。

これはいずれも法律に定められておりまして、やや詳細になっておりますけれども、このようなメカニズムでございます。

次に右側の（Ⅲ）についてご説明します。

これは業種区分ごとの容器包装廃棄物の排出見込量の年間総量でございまして、この数字を使って（Ⅱ）として個々の事業者が算出するみずからの排出見込量というものを割ることで全体の排出見込量に占める個々の事業者の方々のみずからの排出見込量のシェアが算出されるということでございます。

あとここは詳細になりますけれども、（Ⅱ）のところ、右側のところにやや囲いで記載をしておまして、これはこれでまた技術的でございますけれども、個々の事業者がみずからの排出見込量を算出する際の方式として、自主算定方式と簡易算定方式がございまして、例えば特定容器利用事業者の場合は、法 11 条 2 項 2 号ハに基づき定められました施行規則 10 条におきまして、ここは省令ということになりますが、容器包装廃棄物として排出されない量をみずから算出されるという方法、これが上の自主算定方式です。

それから、これがなかなか算定しにくいという場合には、下の簡易算定方式といたしまして、主務大臣が定める容器包装廃棄物として排出されない量の比率を掛け合わせて簡易に算出する。こういうふうな 2 とおりになってございます。原則はこの自主算定方式なのですが、みずからが利用される、もしくは製造等される特定容器、または利用する特定包装の量から、事業活動で用いられるなどして一般廃棄物とはならない容器包装の量を差し引いた上で、一般廃棄物となる容器包装の量を算出したしまして、それを排出見込

量として再商品化義務量を算出するということでございます。

つまりみずから回収する量は当然再商品化義務はかかりませんし、一般廃棄物として使わなかったものに関しましては、義務量から除かれるということでございます。

みずからの容器包装の利用量のうち、家庭向けに排出されることとなる量の割合というのはなかなか把握困難なケースもあるということで簡易算定方式が設けられておりまして、この計算を簡易にするために、事業活動に用いられるものなどの一般廃棄物とならない容器包装の割合を主務大臣がここにございます事業系比率として業種区分ごとに定める。こういう形になってございます。全体がやや技術的で申しわけございませんが、このような形で量と比率がある。これが今の法令の枠組みでございます。

3 ページ以降に、今の主務大臣としての具体的な数値案というものをお示ししてございますので、ここにご意見がございましたらいただくというわけでございます。

1. には特定事業者の責任比率、先ほどのAの部分を書いてございます。

以下の比率も基本的には同様なのですけれども、この比率の算出にあたりましては、主務大臣が共同で事業者向けに統計調査といて行っております容器包装利用・製造等実態調査というのを毎年実施をいたしまして、特定事業者の排出見込量と小規模事業者の排出見込量、それぞれの全国推計値を分別基準適合物ごとに算出をいたしまして、特定事業者の排出見込量の割合を算出します。ほかの比率も主に同様な方法でやってございますが、次に一般廃棄物の組成調査でございます容器包装廃棄物分類調査を環境省のほうで実施いたしまして、それぞれの割合を平均し、それをさらに昨年の調査との2年間の平均値とするということでこの表1－1の数字となっております。

このまま説明を続けさせていただきますけれども、表1－2には再商品化見込量の値を記載しております。

この再商品化見込量は、法律7条2項1号の規定に基づきまして、再商品化計画というのを主務大臣が作成することになっているのですけれども、この一部として定められる部分の量のことでございますが、この再商品化計画というのは3年ごとに5年を1期とする計画を策定することとしておりまして、ことしはその3年に1回にあたっております。これも今、案の数字でございますけれども、来年度から5年間について主務5省庁で作成作業中でありまして、今ここに数値としてお示ししてございます。これは経済産業省のほうでリサイクラー調査を行っておりまして、能力を算定をいたしまして、現在の5年間の見通しを算出しているということでございます。

4 ページ目にまいりまして、表 1－3 は分別収集計画の見込総量ということでございます。この分別収集計画の見込総量というのも、環境大臣がすべての都道府県の分別収集促進計画の提出を受けたときに、すべての都道府県の区域内において得られる特定分別基準適合物ごとの見込量を合算して得られる総量、すなわち全国で得られる特定分別基準適合物の見込みの総量として公表するものとされている数字でございます。これは法律 9 条 6 項の規定に基づいております。

この都道府県分別収集促進計画につきましても、法 9 条 1 項に基づきまして、先ほどの再商品化計画と同様に、3 年ごとに 5 年を 1 期とする計画を策定することとされております。今回、お示ししている量も、ここの表 1－3 も、来年度から 5 年間にわたる次期計画の案として示してございます。

環境大臣が公表するものとされております総量でございますけれども、現時点においてはまだ環境省のほうから公表されておられませんので、現時点版として環境省から入手した数値をここにお示ししております。

この分別収集見込総量のところ、若干説明を補足するのですが、容器包装リサイクル法では、主務大臣により「容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針」が策定されているわけですが、ここでは市町村は、再商品化計画により示される特定分別基準適合量の見込み等々を勘案をしまして分別収集の実施を決定するという事になっております。平成 26 年度を開始年度とする再商品化計画は、今、主務 5 省庁で作業中でございますので、この分別収集見込総量は、現行の平成 23 年度を 1 年度とする再商品化計画を勘案して定められた分別収集計画に基づく数値でございます。

したがって、今後、26 年度を開始年度とする新しい再商品化計画を本年度末までに策定をいたしますので、それに基づいて市町村の分別収集計画も見直されることがあり得るということでございます。ただ、基本方針上は「勘案する」ということでございますので、再商品化計画に併せて必ず見直すということではございません。

以上やや通常と異なることがございまして、表 1－2 と 1－3、背景をご説明をさせていただきました。

いずれにしても、きょう、ご意見をいただくことにはこの表 1－2 も、1－3 もなっておりませんで、これはきょう、ご意見を賜りますほかの比率の数字を算出するにあたってここでお示すべきと考えまして掲載しておるわけでございます。

これらの数字をもとに、表 1－4 に再商品化義務総量ということがお示ししてございます。

先ほどの計算に基づきまして、この 1－4 にありますとおり、6 品目それぞれにおいて、左から 26 年度の分別収集見込総量、これが表 1－3 からきております。次に再商品化見込量、これは先ほどの表 1－2 からきております。それぞれを少ないほうを選びまして真ん中の数字になります。それから、そこに特定事業者責任比率を掛けまして、来年度の再商品化義務総量が一番右端の欄の数字ということでございます。

紙製容器包装につきましては、市町村の独自処理分が大きいということで、注のところに＊印で書いてございますけれども、分別収集見込総量から環境省が調査をした市町村独自処理、9 万 8000 トンを差し引いてございます。これも法律に基づいた数値計算ということでございます。

それから、特定容器比率でございます。これも同様の調査と計算で算出しておりまして、表 2 のとおりになってございます。

なおガラス製容器やペットボトル、これは特定容器のみ、つまり特定包装はございませんので表には記載しておりませんが、特定容器比率は 100%になります。

5 ページ目にまいりまして業種別比率でございます。

これも同様な調査に基づいて算出しておりまして、表 3 のとおりになってございます。この表 3 は 5 ページ、6 ページと続いております。

7 ページ目に業種別特定容器利用事業者比率が記載してございます。

これも同様な算出で計算しておりますが、先ほどのように容器包装利用・製造等実態調査において、特定容器を利用した商品の販売額、特定容器の販売額、それぞれを聴取しておりまして、その販売額の比率で算出をして、昨年度の結果と平均をした値として算出しております。これが 7 ページ、8 ページと表 4 が続いてございます。

9 ページ、事業系比率でございますけれども、先ほどの簡易算出するときの比率でございます。事業系のごみになると想定される比率でございます。これも同様に容器包装利用・製造等実態調査や容器包装廃棄物分類調査に基づいて算出しておりまして、また、昨年度の結果と平均をしてございます。

表 5 も 9 ページ、10 ページとつながってございます。

最後に 11 ページ、12 ページで容器包装廃棄物の排出見込量ということをお示ししてございます。これも同様の調査から算出してございます。

やや技術的な内容をかけ足で恐縮でしたけれども、とりあえずご説明としては以上でございます。

○郡嶋座長 ありがとうございました。

それでは、ご質問、あるいはご意見のある方は机上の札を立てていただきたいと思います。ただ、立てるときにこういうふうに裏をこちらのほうに向けられますと、発言者の名前がわかりませんので、ご協力をよろしくお願ひしたいと思います。どなたからでも。

例年の作業でございますけれども、先ほどありましたように、3年ごとの見直しのところの数値が案という形で書かれております。

○水戸川委員 ちょっと教えてください。9ページ、事業系比率のペットボトルで、2の清涼飲料製造業及び茶・コーヒー製造業、括弧が25年度に対して上段が26年度、この数字の大きな変化というのはどこからきているのか、理由がわかれば知りたいのですけれども。

○郡嶋座長 今の水戸川さんの確認ですね。

○影沼澤課長補佐 確認のお時間をいただければと思います。

○小林委員 分別の収集見込量の総量についてご質問させていただきたいのですけれども、前回の見直しのときの、例えば平成23年から27年度のころの数字を見ますと、これはプラスチックのところに限って見ているのですけれども、約78万から87万ぐらいの数字が出ていたと思います。今回、75万9000から77万ということで、この間の見直しで約10万トン近く数量としては変化しています。毎回の見直しで、数量としては時間とともにといいますか、毎年ふえるような数字があるわけですが、何年かおきに見直したときに、下がっているのに、年ごとにはこういった数字がふえているという理由が私にはよくわからないので、この理由をひとつ教えていただきたい。

上げていく意味が本当にあるのかどうか。何年かするとどうんと下がっているのに、毎年上げていくところの意味がもうひとつわかりませんので教えていただきたいと思います。

○水信室長補佐 お答え申し上げます。

環境省リサイクル推進室の水信と申します。

こちら3年ごとに5年の計画を定めている分別収集の見込みの総量ということなのですが、こちらは各市町村から情報をそのまま統計で各県がまとめまして、各県がまとめたものを全国で集めているというような状況になっております。各市町村ごとにそれぞれ分別収集の計画を定める際に、環境省が手引きを各市町村のほうに県を通じて送って

おります。その中には、できる限り実態に即した形での分別収集の見込みといたしますか、総量について数字を出していただきたいというような形でお伝えをしているというところでございます。先ほど小林委員からご指摘がございました 80 数万吨だったものが今回、75 万吨から 77 万吨あたりの量に落ちてきているという実態がある一方で、小林委員がご指摘のとおり、必ず毎回、毎回人口が伸びているかどうかというのがわからない状況の中で微増という形での計画になっているということでございます。

こちらの意図というのは、データを集めていた限りなので、そこは収集ですとか、アンケートを取っているものはございませんので、確たるものはないというのが正直なところでございます。なので、もしそこをどうしてもということであれば、また後日ということになるかとは思うのですけれども、今現時点で言いますと、数字だけ押さえさせていたでいるというのが現状ということでございます。

以上です。

○影沼澤課長補佐 先ほど水戸川委員からご指摘のございました点についてお答えさせていただきます。

資料で申しますと 9 ページ、6. 事業系比率のところの表 5 の中で 2. の清涼飲料製造業等の数字の変化というところかと思えます。特にペットボトルの利用の数字が今回、10%、昨年、括弧の中が 20%となっている件かと思えます。こちらの数値につきましては、算定の考え方といたしまして、上にございますとおり、いわゆる容器包装利用・製造等実態調査と容器包装廃棄物の分類調査、こちら環境省が行っております調査、この 2 つの結果に基づいて事業系比率というのを算定いたしまして、さらに昨年度、前年度の調査結果に基づく比率と平均することで算出しております。

今回のこの数字の変化でございますけれども、こちらの調査のうち、容器包装利用・製造等実態調査のほうでございますけれども、こちらの数値の結果をみますと、利用の多い企業等を集計した結果として、家庭から排出される量が増加しているということが判明いたしました。その影響によりまして、今年度、事業系比率が押し下げられたと考えられるというところでございます。

よろしかったでしょうか。

○百瀬委員 12 ページにあります当該業種全体の容器包装排出量の小売業のところのプラスチックの利用と製造等というところですが、数字が昨年度に比べまして大きくなっております。それから 10 ページ表 5 のところのやはり小売業プラスチック容器の利用等、こ

れは事業系比率というのがありますが、この数字を見ますと、小売業はプラスチック容器をととてもたくさん使っているというような数字になっていますが、その根拠といたしますか、どのような形でこれだけ数字が大きくなってしまったのかというのを伺いたいと思います。お願いいたします。

○影沼澤課長補佐 数値の変動につきましては、もう一度確認の上で改めて回答させていただきます。

○郡嶋座長 そのほかございませんでしょうか。

いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

○影沼澤課長補佐 お待たせいたしています。

百瀬委員からご指摘のございました件でお答えさせていただきます。

資料の 12 ページ、表 6、容器包装廃棄物の排出見込量ということでございますけれども、これの 7. 小売業の特にプラスチック製容器の排出量が昨年度に比べてふえているのではないかというご指摘でございました。

こちらの数字の変化につきましても、容器包装利用・製造等実態調査と分類調査の結果に基づいて今年度と昨年度の調査結果の平均ということでこちらも算出しております。今年度の数字が昨年比べて大きくなった原因といたしましては、やはり実態調査のほうで利用の特に多い上位の企業からの排出量が、家庭からの排出見込がふえるというアンケート結果をいただいた結果としてこの数字が出たというところでございます。

同じようにいたしまして、その結果というのは、10 ページでございますけれども、こちらは事業系比率というものでございまして、家庭からの排出がふえたということは相対的に今度は事業系の比率のほうに逆に小さくなったという結果がこの数字にあらわれているものでございます。

それで参考資料集というのがもう 1 つつけてございます。この中に下のページでいきますと、通し番号になっているのですけれども、後半のほうに 4-10 というページがございます。

こちらの通し番号の頭の 4 とついているのが、これは再商品化義務量の算定に係る量、比率等の単年度調査結果というところでございますけれども、この単年度調査の結果推移を見ますと、表 6 の 7. 小売業とあります。こちらのプラスチック製容器包装の欄ですけれども、これは左が利用で、右が製造等と分かれておりますけれども、そのうち利用の部分につきましては、一番上の数字が 13 万 6320、これが今回の調査結果でございます。下

に注釈がありますけれども、真ん中、中段でございます。こちらが24年度の調査結果として17万9172という数字になっております。さらに前年が11万4552、ですから、この数字の推移を見ますと、全体的には、昨年度はふえてはいるのですけれども、表にはないのですけれども、11万4000トンの前の年、こちらの数字というのが実は19万3590トンという数字が出ております。

ですから、そうしますと、この4年間を見ますと、19万、11万、17万、13万という数字になっていまして、全体の傾向としては、プラスチック製容器の利用というものは減少傾向にあると私どもの調査結果からは見えています。

○郡嶋座長 前年度が多かったのですね。なかなか平均すると下がらないという。

ほかにございますでしょうか。

もしもご意見、あるいはご質問等がございませんようでしたら、今回、事務局から提出していただきました案について、特段の異論がなかったということで整理させていただいてよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、今、いろいろ質問していただきましたけれども、本案の今後の取扱いにつきまして説明と連絡事項がございましたら事務局のほうからお願いしたいと思います。

○林課長 本案の今後の取扱いですけれども、本日、お示しした案を容器包装リサイクル法の義務量算定に係る量、比率の来年度分の適用数値案といたしまして、来年4月1日に適用可能となるように主務大臣による告示、制定などのしかるべき手続を進めてまいりたいと考えております。通常3月に告示をしてございます。

次に連絡事項といたしましては、このあと3時から予定どおり、本ワーキンググループと中央環境審議会の合同会合を同じ部屋で開催を予定をしております。委員の皆様の席は変更はございませんので、このまま同じ場所でございます。合同会合にもご出席をいただける委員の皆様におかれましては、このまま3時からここでございますので、よろしくお願いをいたします。

○郡嶋座長 どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の審議を終了させていただきたいと思います。

○織委員 早いので、これは毎年の恒例で確認なのですがけれども、毎回いつも疑問に思っているのですけれども、義務量の算定量というのは非常に事業者にとっては価格にも関わる重要なマターだと思うのですね。この算出根拠というのは、事業者にとってはちゃん

と納得いくような形で、事前にここが出る前にというのは十分に何か機会、あるいはヒアリングとか、よくわからないですけれども、そういう手続を経ているのかどうかというのを一度ちゃんと確認しておこうと思いつついつもばたばたしているのですけれども、その辺は事業者の方が納得する手法を使われているのかどうかというあたりをちょっと。

○影沼澤課長補佐　ただいま織委員からご指摘のあった件でございますけれども、特にヒアリングとか、そういった調査というものは事業者の方には行っておりません。どうしても発送数が3万件以上ございます。ただ、皆様、調査票をお送りするときには、この量、比率の算定に必要な統計調査ですということでご理解、ご協力をいただいた上で回答をいただいているということで、毎年やっている調査ではございます。

○郡塙座長　どうもありがとうございました。

少し時間がございますけれども、3時からということで、ご休憩のほうをよろしく願いしたいと思います。

それでは、終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

——了——